

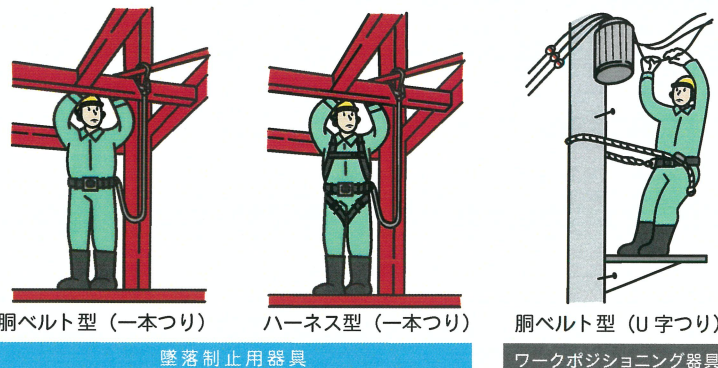
「安全帯」から「墜落制止用器具」へ

POINT 01 安全帯の名称が「墜落制止用器具」に変わります

2019年2月1日に改正される労働安全衛生法施行令によって、高所作業において使用される「安全帯」の名称が「**墜落制止用器具**」に変更されます。また、名称の変更に伴って「墜落制止用器具」として認められる器具が以下のとおりとなります。

安全帯		墜落制止用器具
胴ベルト型（一本つり）	→ ○	胴ベルト型（一本つり）
胴ベルト型（U字つり）	→ ✕	✕
ハーネス型（一本つり）	→ ○	ハーネス型（一本つり）

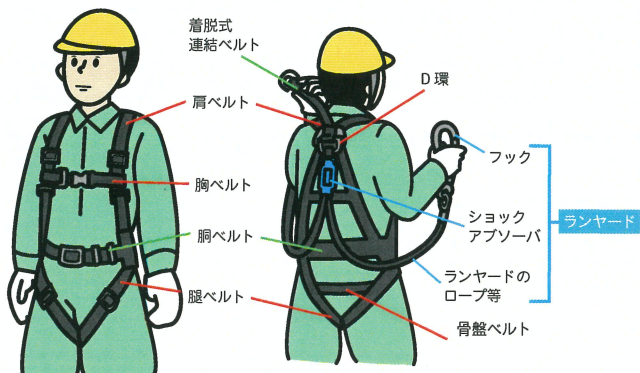
改正前改正後



ワークポジショニング器具である「胴ベルト型（U字つり）」は墜落を制止する機能がないことから、「墜落制止用器具」には含まれません。

POINT 02 フルハーネス型の着用が原則となります

新規格では、墜落を制止する際にかかる荷重を肩・腰・腿で分散し、高所作業者にとってより安全な**フルハーネス型**の着用が**原則**として義務付けられます。



Choice 6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定

墜落制止用器具はフルハーネス型を使用することが原則となりますが、作業床の高さが**6.75m以下**で、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれがある場合は、より落下距離が短い**胴ベルト型（一本つり）**の使用も可能です。

※一般的な建設作業の場合は**5mを超える**箇所、柱上作業等の場合は**2m以上**の箇所では、フルハーネス型の使用が推奨されます。

※柱上作業等で胴ベルト型（U字つり）を使用する場合は、**フルハーネス型と併用することが必要**となります。

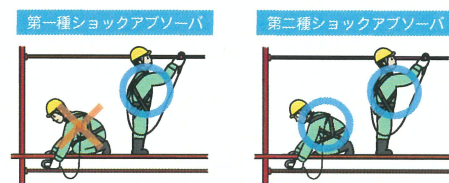
Choice 使用可能な最大重量に耐える器具を選定

墜落制止用器具は着用者の体重だけでなく、その装備品や手に持った荷物等の全ての重量の合計に耐える器具を選ばなければなりません。（85kg用または100kg用。特注品は除く）



Choice ショックアブソーバは、フック位置によって適切な種別を選定

ショックアブソーバを備えたランヤードについては、そのショックアブソーバの種別が取付設備の作業箇所からの高さに応じたものでなければなりません。**腰から高い位置にフックを掛ける場合は第一種、足元に掛ける場合は大型の第二種を選定します。**



POINT 03 規格改正のスケジュール

規格改正は表のスケジュールで施行・運用される予定です。現行の規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは2022年1月1日までとなります。

事業者は『高さ2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務』に労働者を就かせるときには、**学科および実技による特別教育**を所定の時間行わなければなりません。（安衛則第36条、特別教育規程第24条）

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年以降
政令・省令改正	政令公布 (6月8日) 省令公布 (6月20日)	施行日 (2月1日)			完全施行日 (1月2日～)
規格改正に基づく 墜落制止用器具の使用		使用可能 (2019年2月1日～)			
現行の安全帯の使用が 認められる猶予期間	使用可能 (2022年1月1日まで)				✕
規格改正に基づく 墜落制止用器具の製造・販売		製造・販売可能 (2019年2月1日～)			
現行の安全帯の製造・販売が 認められる猶予期間	製造・販売可能 製造は2019年6月1日まで	販売可能			✕
特別教育規定の改正	告示 (6月19日)	適用日 (2月1日)			